

別表第1-2(第3条関係)

補助事業者		実施要件	事業内容	節区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
市町村等(市町村、一部事務組合又は複数の市町村が組織する協議会をいう。以下同じ。)	(1)市町村等 (2)生産者組織等 ア 農業協同組合 イ 5戸以上の生産者で組織された生産者組織で規約、代表者の定めがあり、補助事業の実施に係る会計管理等の事業執行が確実にできると認められる生産者組織 ウ 生産者、市町村等で組織する協議会 エ 農業法人	ア及びイの要件を満たすこと。 ア 市町村、農業関係団体、農業振興センター等その他関係機関と連携し、目的達成のために必要な検討を行い、効果的な事業となるように努めるものとする。 イ 同一の事業実施主体が同じ内容(品目、対象国及び取組内容が同じものをいう。)で利用できる期間は3年とする。4年目以降は、ステップアップを含む内容の見直しが必要であれば利用することができないものとする。	動植物検疫、鮮度保持等への対応のために必要となる施設整備、機器又は備品の購入等	需用費	消耗品費	2分の1以内	1事業実施主体 当たり200万円
				工事請負費	施設整備費		
				原材料費	施設整備に必要な材料費		
				備品購入費	施設整備等に必要の備品購入費		
				その他経費	その他事業実施に必要と認める経費		
				市町村等が生産者組織等に上に掲げる経費を補助する場合は、当該補助に要する経費			
県域生産者組織等 オ 高知県農業協同組合 カ 株式会社とさのさと							

備考 補助金の額は、1,000円未満を切り捨てるものとする。